

## 能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の維持及び確保を図るため、能登町内（以下「町内」という。）の介護保険施設等に勤務する介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新を行った者に対し、予算の範囲内において助成金を支給するものとし、その支給に関しては、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、この告示によるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、介護保険施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定するサービスを行う事業所及び介護療養型医療施設をいう。

### (支給対象者)

第3条 支給の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該年度において、介護支援専門員又は主任介護支援専門員更新研修の対象者であり、現に町内の民間介護保険施設等において介護サービス計画の作成業務に従事し、年度内にそれらの資格更新を行った者
- (2) 町税の滞納がない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新を行った者に対し、一律200,000円を助成する。

### (支給申請・請求)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新の修了証明書を取得した日から2箇月以内に、能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 誓約兼同意書（様式第3号）
- (3) 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新の修了証明書の写し

- (4) 連帯保証人の所得証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (助成金支給決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の支給決定及び額の確定をし、申請書を受理した日から1箇月以内に能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金支給決定及び額確定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の支給を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金を受けていたと認めるときは、申請者又は連帯保証人に支給した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定による返還を決定したときは、能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金返還請求書（様式第5号）を通知しなければならない。

(助成金の返還免除)

第8条 町長は、支給対象者が死亡又は心身障害等の理由により助成金の返還が不能又は困難となったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により助成金の返還の免除を受けようとする者は、能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金返還免除申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請書により同項の規定の適用が適当と認められる場合は、能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金返還免除申請許可書（様式第7号）により助成金の返還の免除を受けようとする者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。